

# 会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針



ゆにぼくん

平成27年4月1日  
(最終改定 平成30年4月1日)

会 津 若 松 市  
会津若松市教育委員会

## 目 次

はじめに（条例前文・第1条）	1
----------------	---

### 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 基本理念（条例第3条）	3
2 いじめの定義（条例第2条）	4
3 いじめの態様	5
4 いじめの構造（条例第2条）	6
5 責務及び役割	7
(1) 市の責務（条例第4条・10条）	7
(2) 教育委員会の責務（条例第5条）	7
(3) 市立学校の責務（条例第6条）	8
(4) 保護者の役割（条例第7条）	8
(5) 市民等の役割（条例第8条）	9
(6) 児童等の役割（条例第9条）	9

### 第2章 いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

1 市いじめ防止基本方針の策定（条例第11条）	11
2 いじめ防止等に関する措置	12
(1) いじめの未然防止に関すること（条例第13条）	12
(2) いじめの早期発見及び早期解消に関すること （条例第14条）	13
(3) 相談体制の整備に関すること（条例第15条）	14
(4) 関係機関等との連携に関すること（条例第16条）	15
(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する措置 （条例第17条）	15
(6) 研修の実施（条例第18条）	16
(7) 学校評価・教員評価及び学校運営改善の支援	16
3 いじめに対する措置（条例第20条）	17
(1) 市立学校からの報告に対する対応（条例第13条）	17
(2) 市立学校への指導のあり方及び警察への相談・通報 （条例第14条）	17
4 いじめ問題等対策連絡協議会の設置（条例第21条）	18
5 あいづっこをいじめから守る委員会の設置（条例第22条）	19

### 第3章 いじめ防止等のために市立学校が実施する施策

1	学校いじめ防止基本方針の策定（条例第12条）	20
2	いじめ防止等に関する措置	21
(1)	いじめの未然防止に関すること（条例第13条）	21
(2)	いじめの早期発見及び早期解消に関すること （条例第14条）	23
(3)	相談体制の整備に関すること（条例第15条）	24
(4)	インターネットを通じて行われるいじめに対する措置 （条例第17条）	25
(5)	研修の実施（条例第18条）	25
(6)	いじめ防止等の対策のための組織の設置（条例第19条）	26
3	いじめに対する措置（条例第20条）	27

### 第4章 重大事態への対処

1	重大事態の発生と調査	30
(1)	重大事態の定義	30
(2)	重大事態の報告（条例第23条）	30
(3)	重大事態の調査（条例第24条）	31
(4)	重大事態の調査に関わる組織（条例第24条）	33
(5)	調査結果の報告及び提供（条例第24条）	33
2	再調査及び措置	34
(1)	再調査（条例第25条）	34
(2)	いじめ調査委員会の設置（条例第26条）	35
(3)	再調査の結果を踏まえた措置等（条例第25条）	35

### 第5章 その他

1	個人情報の取扱い（条例第27条）	37
2	市立学校以外の学校への協力（条例第28条）	37

※ この基本方針において用いる用語の定義については、会津若松市いじめ防止等に関する条例を参照してください。

※ この基本方針で定める項目ごとに会津若松市いじめ防止等に関する条例の関係条文を掲載していますので参照してください。

## はじめに

未来を担う子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切に育まなければなりません。

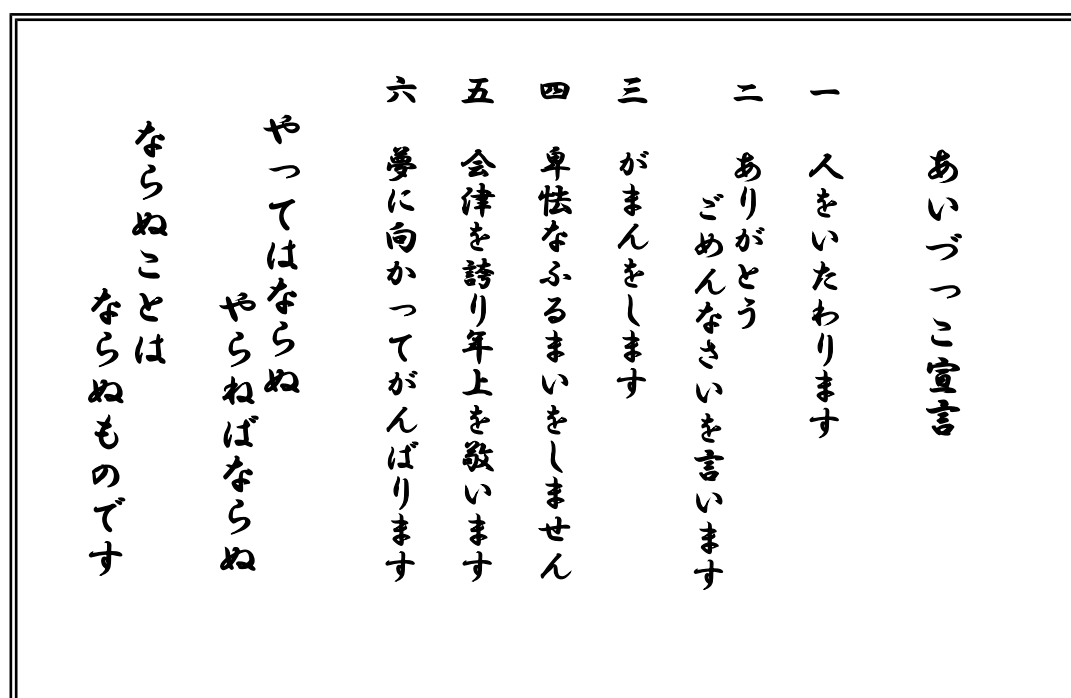
一方で、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではありません。

会津若松市には、歴史と伝統に培われ脈々と受け継がれてきた精神文化に基づく規範意識を踏まえ、市民共通の行動指針として策定した青少年の心を育てる市民行動プランあいづっこ宣言（以下「あいづっこ宣言」という。）があります。「ならぬことはならぬものです」の一文に象徴されるあいづっこ宣言の精神を基盤として、市民との連携及び協力の下、いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、いじめの根絶に向けて主体的かつ着実な取組を推進していく必要があります。

こうした認識の下、会津若松市は、すべての市民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本市の子どもが安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現するため、会津若松市いじめ防止等に関する条例（以下「条例」という。）を制定しました。

この条例の趣旨を踏まえ、いじめ防止等のための対策の実効性を確保するために、個々の取組についてより個別具体的に規定するために策定するのが会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）です。

市いじめ防止基本方針は、いじめの根絶に向けて市民一丸となって取り組んでいくための指針として市民の皆さんに積極的に活用されることを期待しております。



## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

### 前文

未来を担う子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりの心と体は大切に育まなければならない。

一方で、いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではない。

本市には、歴史と伝統に培われ脈々と受け継がれてきた精神文化に基づく規範意識を踏まえ、市民共通の行動指針として策定した青少年の心を育てる市民行動プランあいづっこ宣言（以下「あいづっこ宣言」という。）がある。「ならぬことはならぬものです」の一文に象徴されるあいづっこ宣言の精神を基盤として、市民との連携及び協力の下、いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、いじめの根絶に向けて主体的かつ着実な取組を推進していく必要がある。

こうした認識の下、すべての市民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本市の子どもが安心して学び、健やかに成長することができる会津若松市を実現するため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、市、教育委員会等の責務を明らかにするとともに、基本的な方針の策定について定めることにより、もって市民一丸となっていじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

# 第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

## 1 基本理念

- (1) いじめの未然防止に当たっては、市民一人ひとりがいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努めます。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めます。
- (3) いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組みます。

### 【説明・具体的な対応】

- 「あいづっこ宣言」の精神を浸透させるとともに、学校全体で児童生徒の実態に即した道徳教育の充実に努め、いじめを生まない風土づくりに努めます。
- いじめは、「どの学校でも、どの児童等にも起こり得る」、「見えにくいもの」との前提に立ち、いじめではないかとの疑いを持って早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめの認知に努めます。  
※いじめの認知件数を悲観せず、早期発見及び早期解消が子どもを守るとともに、地域の信頼を得るという認識に立ちます。
- いじめのない会津若松市を実現するためには、「いじめは決して許されない」という意識を子どもも大人も共有し、学校、保護者、地域など、すべての市民がそれぞれの役割を自覚し、いじめの根絶に向けて取り組みます。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

### (基本理念)

第3条 いじめ防止等のための対策は、法第3条に定めるもののほか、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) いじめの未然防止に当たっては、市民等がいづっこ宣言に込められた思いを理解し、「ならぬことはならぬものです」の規範意識を身に付け、その実践に努めること。
- (2) いじめは、どの学校でも、どの児童等にも起こり得るとの認識の下、早期発見及び早期解消に努めること。
- (3) いじめは、卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であるという考えを基本とし、市、教育委員会、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携及び協力の下、いじめの根絶を目指して取り組むこと。

## 2 いじめの定義

いじめは、児童等に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

### 【説明・具体的な対応】

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童等の立場に立って行います。
- いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認します。
- 特定の教職員で判断することなく、法及び条例に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を活用します。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、持ち物を隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し判断します。
- インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童等本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法及び条例の趣旨を踏まえた適切な対応に努めます。
- 仲が良いように見えるグループ内において、ふざけ、からかい、いじわる等において健全な役割交代が無く、特定の児童等に固定していることがないか確認します。
- 「いじる」「いじられる」が限度を超え、内容や回数等において、悪意があったり、執拗であったりしていないか確認します。
- 教職員の指導によらずして、当事者間でいじめの解消が行われた場合、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応をします。その場合でも、法が定義するいじめに該当するため、法及び条例に定める学校におけるいじめ防止等の対策のための組織へ事案の情報共有を行います。
- いじめられた児童等の立場に立って、いじめられている子どもを全力で守り抜くという認識をもつとともに、いじめに当たると判断した場合にも、指導のあり方を十分検討して対応します。
- いじめの中には犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、警察と連携して対応します。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの態様

- (1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ①身体や動作について不快なことを言われる。
  - ②嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ①対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
  - ②遊びやチームに入れない。
  - ③席を離される。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ①身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする。
  - ②たたく、なぐる、蹴る、つねる等が繰り返される。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - ①仲間同士のふざけあいと称し、身体を強くぶついたり、肩などを強く叩く。
  - ②武術や格闘技のまねをして、相手を威嚇し嫌な気持ちにさせる、相手の身体に触れ技をかけるなど苦痛を与える、強く叩いたり蹴ったりする。
  - ③相手を挑発して、相手が望まないのにけんかのような状態に巻き込む。
- (5) 金品をたかられる。
  - ①脅され、お金を取られる。
  - ②物を売りつけられる。
  - ③「借りる」と称してお金や物を返してもらえない。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ①靴や持ち物を隠される、捨てられる。
  - ②靴に画鋲やガムを入れられる。
  - ③写真や鞆、靴、帽子等を傷つけられる。
  - ④ノートや机等に落書きされる。



- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。  
 ①万引きなどを強要される。  
 ②大勢の前で衣服を脱がされる。  
 ③登下校時にランドセルや荷物を持たされる。  
 ④笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理矢理やらされる。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。  
 ①パソコンや携帯電話の掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる。  
 ②いたずらや脅迫のメールが送られる。
- (9) 東日本大震災による避難児童等への誹謗中傷や心ない言動

など

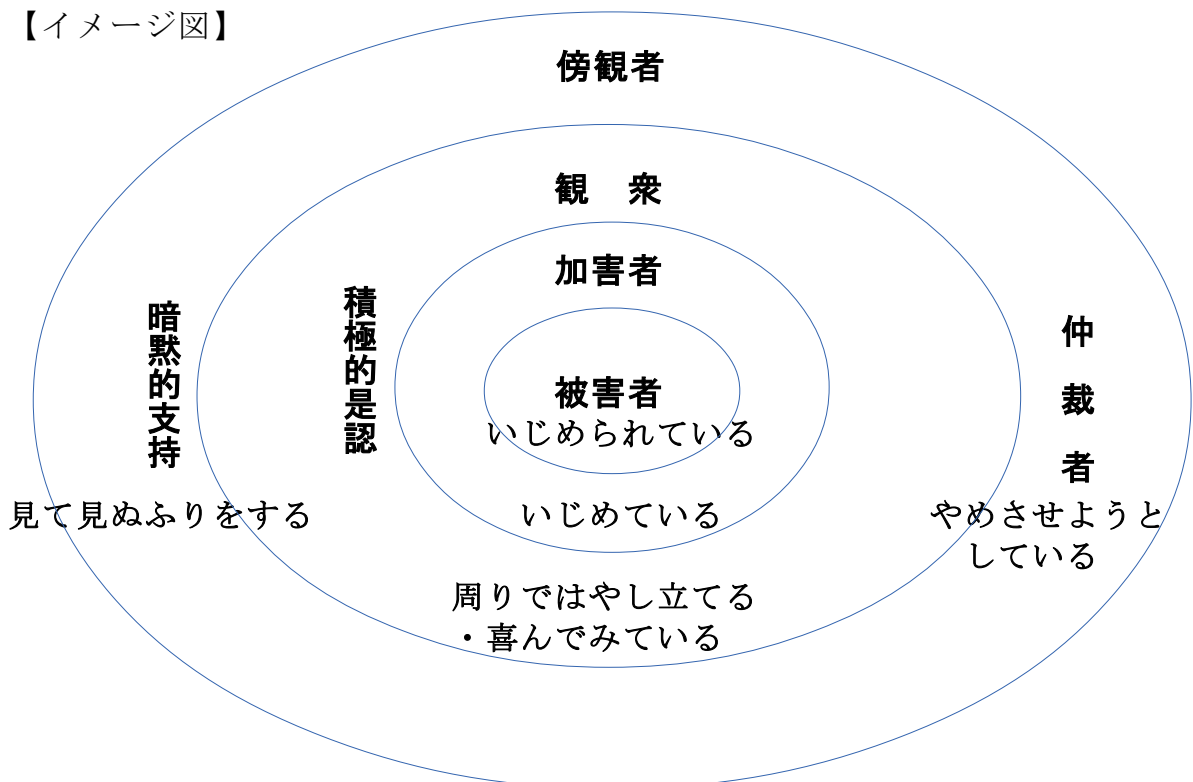
#### 4 いじめの構造

いじめの多くは、下記のような4つの層からなっており、「被害者」と「加害者」の二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者（暗黙的支持）」の存在がいじめを助長し深刻化します。

しかし、周囲の者がいじめは許さないという態度を示す時、いじめは抑制されます。

つまり、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要です。

【イメージ図】



## 5 責務及び役割

長い歴史に培われた会津の精神文化を誇りとし、すべての市民がいじめに関する課題意識を共有し、それぞれの責務や役割を自覚し、いじめの起きない風土づくりに努めます。

### (1) 市の責務

- ① いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるとともに必要な施策を総合的に策定し、実施します。
- ② いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

#### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、いじめ防止等のための総合的な対策を実施しなければならない。

(財政上の措置)

第10条 市は、いじめ防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### (2) 教育委員会の責務

- ① いじめの未然防止、早期発見及び早期解消を円滑に進めるため、いじめに関する相談体制の充実や、学校、保護者、市民等、関係機関等との連携を強化するとともに、必要な体制の整備に努めます。
- ② 学校におけるいじめの未然防止、早期発見及び早期解消に係る取組状況等やいじめの実態の把握に努め、いじめに関する報告を受けた時は、適切かつ迅速に必要な措置を講じます。
- ③ 会津の精神文化を誇りとし、市民一丸となっていじめを許さない社会の実現に向けて、「あいづっこ宣言」の実践やいじめの根絶に向けた啓発を行います。

#### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(教育委員会の責務)

第5条 教育委員会は、基本理念に基づき、市立学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を講じなければならない。

### (3) 市立学校の責務

- ① すべての児童等が安心・安全に学校生活を送ることができ、一人ひとりが集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係や学校風土をつくります。
- ② 道徳教育の充実に努めるとともに、教育活動全体を通して、命の尊さや自他の人権を守ろうとする心、公共心や規範意識、道徳的実践力などを育成します。
- ③ 児童等自身がいじめの根絶に向けて主体的に考え、発達段階に応じていじめを防止する取組を実践できるような指導及び支援を行います。
- ④ いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、学校組織を挙げて児童等一人ひとりの状況把握に努めます。
- ⑤ いじめはどの学校でも、どの児童等にも起こり得ることを意識し、保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの未然防止や早期発見に取り組むとともに、いじめを把握した場合は、学校全体での組織対応を講じ、いじめの早期解消に努めます。併せて、市に報告します。
- ⑥ いじめ防止等のための対策に関する基本方針を策定するとともに、必要な施策を実施します。

### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(市立学校の責務)

第6条 市立学校は、基本理念に基づき、教育委員会、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止等のための対策に関する教職員の資質の向上及び教職員同士の連携強化に努め、当該市立学校全体でいじめ防止等に取り組まなければならない。

2 市立学校は、児童等が相手のことを思いやり、相手の立場を尊重する気持ちを育むことができるよう教育活動の充実に努めなければならない。

### (4) 保護者の役割

- ① どの子どももいじめの加害者にも被害者にもなり得ることを踏まえ、子どもの自己有用感や規範意識を養い、子どもが伸びやかに成長発達できる環境づくりに努めます。
- ② 子どものいじめを防止するために、日頃からいじめなどの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかけるとともに、保護者も学校や地域住民との情報交換に努め、協力していじめの根絶に取り組みます。
- ③ いじめを発見したり、いじめの恐れがあると思われたりする時は、速やかに学校、関係機関等に相談又は通報します。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(保護者の役割)

- 第7条 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有するものであり、いじめを正しく認識し、その保護する子どもに対し、いじめは卑怯で、かつ、絶対に許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとする。
- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
  - 3 保護者は、市、教育委員会及び学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

### (5) 市民等の役割

- ① いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努めます。
- ② いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めるときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努めます。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(市民等の役割)

- 第8条 市民等は、いじめが行われないよう地域において児童等に対する見守り、声かけ等を行い、児童等が安心して生活することができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市民等は、いじめを発見したとき又はいじめが行われている疑いがあると認めるときは、市、教育委員会、学校又は関係機関等への情報提供に努めるものとする。

### (6) 児童等の役割

- ① 児童等は、いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいつっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活を送れるよう努めます。
- ② 児童等は、いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、一人で悩まず家族、教職員、友達その他の関係者に相談するよう努めます。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(児童等の役割)

第9条 児童等は、いじめを行わず、互いに思いやり、いたわりながら、あいづっこ宣言の精神を身に付け、いじめのない明るい学校及び地域での生活が送れるよう努めるものとする。

2 児童等は、いじめを受け、又はいじめが行われていることを認識したときは、その家族、教職員その他の関係者に相談するよう努めるものとする。

## 第2章 いじめ防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

### 1 市いじめ防止基本方針の策定

市は、会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定し、いじめ防止等のための対策を総合的に推進します。また、これらに必要な財政上の措置等を講じます。

なお、いじめの根絶に向けては、市いじめ防止基本方針に基づき、学校とともに、保護者、市民等、関係機関等との連携を図りながら施策を推進します。特に、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめ問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力の向上などを図るとともに、市いじめ防止基本方針等を定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続します。

#### 【説明・具体的な対応】

- 関係機関との連携強化
- 教職員の資質の向上
- 保護者や地域住民への啓発活動
- いじめの未然防止や早期発見のために必要な事項や調査研究
- 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築
- いじめの対処における学校への支援体制の整備
- インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応
- 教職員が子どもと向き合うことのできる体制の整備
- いじめの対策及び対応の「見える化」の促進
- 重大事態への対処

#### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

- （市いじめ防止基本方針）
- 第11条 市は、法第12条の規定により、会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針（以下「市いじめ防止基本方針」という。）を策定するものとする。
- 2 市いじめ防止基本方針は、次の事項を定めるものとする。
- (1) いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項
  - (2) いじめ防止等のための対策の内容に関する事項
  - (3) その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項
- 3 市は、児童等を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、及びいじめ防止等のための対策の評価を踏まえ、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。
- 4 市は、市いじめ防止基本方針の見直しに当たっては、第21条第1項に規定する会津若松市いじめ問題対策連絡協議会の意見を聴くものとする。
- 5 市は、市いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

## 2 いじめ防止等に関する措置

市及び教育委員会は、いじめ防止等に関し以下の措置を講じます。

### (1) いじめの未然防止に関すること

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動の充実を図ることができるよう支援します。

#### 【説明・具体的な対応】

- あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む啓発を推進します。
  - ・「あいづっこ宣言」、「“あいづっこ宣言に込められた内容”」のリーフレットの配布
- ② いじめの防止に資する活動であって、児童等が自主的に行うものに対する支援、児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発と必要な措置を講じます。

#### 【説明・具体的な対応】

- 児童会や生徒会等、子どもたち自身によるいじめを許さない活動の充実を図ります。
- いじめは決して許されないことの啓発を推進します。
  - ・いじめ対応マニュアル（教師用・保護者用）の改定・配布
  - ・小学生用・中学生用いじめ防止リーフレット（「みんなと仲良くするために」）の配布
  - ・あいづっこ「携帯・スマホ等の使い方」宣言の配布
- ③ 児童等同士、児童等と教職員のよりよい人間関係の醸成を図るとともに、個に応じたきめ細かな指導の充実を促進し、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進するよう支援します。

#### 【説明・具体的な対応】

- 認める、賞賛の言葉かけの促進に努め、児童生徒一人一人の自己肯定感を育成する働きかけを行います。
- わかる・できる授業の実践に向けて、授業力の向上に向けた研修等の充実を支援します。
  - ・會津教学「教えの心得」、「学びの心得」の促進
  - ・基礎力アップ大作戦「あいづっこサポートティーチャー」の派遣

- ④ 保護者・地域との連携による社会規範の育成に努めます。

【説明・具体的な対応】

- 保護者も巻き込んだ市民性を育む教育（シチズンシップ教育）を推進し、児童等の地域の祭りや諸行事への参加を促進します。
  - 家庭におけるしつけや食育、家読など、家庭教育の役割等における啓発活動を展開します。
    - ・学校教育指導委員会作成「スクラム」、家庭学習版「学びの心得」の活用
    - ・あいづっこ「携帯・スマホ等の使わせ方」宣言の配布
- ⑤ 教職員や部活動指導者の言動がいじめを誘発することを踏まえ、適切な言葉遣いを意識した指導をするよう徹底します。

【説明・具体的な対応】

- 部活動において勝利至上主義に陥ることなく、国が策定した部活動指導ガイドラインの適切な実践を推進します。

会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(いじめの未然防止のための措置)

第13条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する当該児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(2) いじめの早期発見及び早期解消に関すること

- ① 「ふくしま24時間子どもSOS」、「ダイヤルSOS」や福島県弁護士会の電話相談窓口など各種相談窓口の積極的な周知を行います。
- ② いじめを早期に発見するため、児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講じます。

【説明・具体的な対応】

- アンケート内容の質問項目を工夫するなど、積極的にいじめの発見に努めるよう促します。
  - ・いじめの実態月例報告



- ③ 児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体との連携を図ります。
- ④ 担任だけでなく複数の教職員の目が行き届き、きめ細かく対応できる環境を整備するため、公務運営の効率化、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減化を図り、児童等と向き合う場の確保に努めます。
- ⑤ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築します。

### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

第14条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

### (3) 相談体制の整備に関すること

- ① 児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

#### 【説明・具体的な対応】

- ・ 全校へのスクールカウンセラーの配置
- ・ 心の教室相談員の配置
- ・ スクールソーシャルワーカーの派遣
- ・ 教育相談員等による電話相談窓口の設置

- ② いじめ根絶サポートチームの設置

#### 【説明・具体的な対応】

- 教育委員会は、相談体制の整備及び学校への支援を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員、教育委員会指導主事等による「いじめ根絶サポートチーム」（以下「サポートチーム」という。）を設置します。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(相談体制の整備)

第15条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

2 教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

### (4) 関係機関等との連携に関すること

市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、市立学校、市民等及び関係機関等との連携の強化に努めます。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(関係機関等との連携等)

第16条 市は、いじめを受けた児童等に対する支援、その保護者に対する支援及び情報提供、いじめを行った児童等に対する指導及び支援、その保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切かつ迅速に行われるよう、市立学校、市民等及び関係機関等との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する措置

児童等や保護者が、インターネットを通じて行われるいじめの防止と効果的な対処ができるよう、関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動を実施するとともに、各学校における情報モラル教育の充実を促進します。

#### 【説明・具体的な対応】

- 携帯電話の家庭におけるルールづくりを促進します。
  - ・ あいづっこ「携帯・スマホ等の使い方」宣言の配布
  - ・ あいづっこ「携帯・スマホ等の使わせ方」宣言の配布
- 小中学校の教育課程に位置付けている情報モラル教育の充実を図ります。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

第17条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。

2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。

3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、市立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

### (6) 研修の実施

教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。

#### 【説明・具体的な対応】

- ・教職員向け研修会の実施
- ・学校教育課指導主事の相談対応及び派遣
- ・生徒指導だよりの発行

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(研修の実施)

第18条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他の資質の向上に必要な措置を講じなければならない。

### (7) 学校評価・教員評価及び学校運営改善の支援

- ① 教育委員会は、学校評価及び教員評価の留意点として、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、実態把握や対応が促され、日頃からの児童等の理解や未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう指導・助言を行います。

**【説明・具体的な対応】**

- いじめの早期発見、迅速な対応が児童等はもちろん保護者や地域の信頼を得ることの意識化を促進します。
- ② 教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等にさらに適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校事務の集約など学校運営の改善を支援します。

### **3 いじめに対する措置**

教育委員会は、いじめに対し以下の措置を講じます。

**(1) 市立学校からの報告に対する対応**

- ① 教育委員会は、市立学校からいじめに係る報告を受けた時は、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示又は自ら必要な調査を行います。

**【説明・具体的な対応】**

- 個人のプライバシーへの配慮を確保するとともに、保護者との信頼関係を構築するための指導の足跡や見通しがわかるような「見える化」を促進します。
- ② 教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第35条第1項の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講じます。

**(2) 市立学校への指導のあり方及び警察への相談・通報**

- ① いじめが起きた場合には、被害児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、加害児童等に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

なお、これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組むよう市立学校への適切な指導・助言に努めます。

- ② いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談すべきものや、児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じる恐れがあり、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。  
これらについては、市立学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取るよう市立学校への適切な指導・助言に努めます。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(いじめに対する措置)

- 第20条 市立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する市立学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。
- 2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

## 4 会津若松市いじめ問題等対策連絡協議会の設置

市は、いじめ防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図るため、会津若松市いじめ問題等対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

なお、連絡協議会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定めます。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

- 第21条 いじめ防止等のための対策について、保護者、市民等及び関係機関等との連携を図るため、法第14条第1項の規定により、会津若松市いじめ問題対策連絡協議会（以下この条において「連絡協議会」という。）を置く。
- 2 連絡協議会は、市長が委嘱する委員 12人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 5 会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、いじめについて専門的な見地から調査するため、教育委員会の附属機関として、会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会（以下「いじめから守る委員会」という。）を設置します。

いじめから守る委員会は、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、親族など当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

なお、いじめから守る委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定めます。

### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

（いじめから守る委員会の設置）

第22条 いじめ防止等のための対策を実効的に行い、及びいじめについて専門的な見地から調査するため、法第14条第3項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、教育委員会の附属機関として、会津若松市あいづっこをいじめから守る委員会（以下「いじめから守る委員会」という。）を置く。

2 いじめから守る委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次の事項について調査審議し、その結果を答申する。

(1) いじめ防止等のための対策のあり方及びその実効性を高めるための調査研究に関すること。

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）が市立学校に発生した場合における、事実の確認及び調査に関すること。

(3) その他いじめから守る委員会の設置の目的を達成するために必要な事項に関すること。

3 いじめから守る委員会は、いじめ防止等のための対策について、教育委員会に意見を述べることができる。

4 いじめから守る委員会は、教育委員会が委嘱する委員5人以内をもって組織する。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

5 前4項に定めるもののほか、いじめから守る委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第3章 いじめ防止等のために市立学校が実施する施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

市立学校は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定め、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力した体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進します。

なお、学校いじめ防止基本方針は、いじめの未然防止のための取組、早期発見及び早期解消の在り方、相談体制の充実、指導体制の確立、校内研修の充実などいじめ防止等のための対策の全般に係る内容とします。

学校いじめ防止基本方針の策定に当たっては、全ての教職員でいじめの問題に取り組む契機とするなど、下記の点に留意して策定し、策定後は、学校のホームページ等で公開します。

- ① 学校いじめ防止基本方針を検討する段階から保護者や地域住民の方にも参画いただくなど、地域の理解と協力が得られるような内容を目指します。
- ② 児童等の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加を確保します。
- ③ より実効性の高い取組を実施するため、適宜、学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して機能しているかを組織的に点検するとともに、取組み状況を学校評価の評価項目に位置づけ、必要に応じて見直すというPDCAサイクルを盛り込みます。

#### 【説明・具体的な対応】

- いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針の策定
- いじめ防止等に関する対応を効果的に行える組織の設置
- いじめ防止等として3つの観点（「未然防止」「早期発見」「早期解消」）の施策
  - ・ 道徳教育等の充実
  - ・ 児童等と向き合う場の拡充
  - ・ 保護者との連携と啓発活動
  - ・ 指導の足跡や見通しがわかるような「見える化」の促進
  - ・ 早期発見のための措置
  - ・ 相談体制の整備
  - ・ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
  - ・ いじめの事実確認
  - ・ いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
  - ・ いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言
  - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの警察との連携
  - ・ 懲戒の適切な運用

- 重大事態への対処
  - ・ 速やかで、かつ、適切な方法による調査実施
  - ・ いじめを受けた児童等及びその保護者に対する調査結果の適切な情報提供
  - ・ 教育委員会への速やかな報告と連携

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

- (学校いじめ防止基本方針)
- 第12条 市立学校は、法第13条の規定により、学校いじめ防止基本方針を策定するものとする。
- 2 学校いじめ防止基本方針は、市いじめ防止基本方針を参酌し、当該市立学校の実情に応じたいじめ防止等のための対策の基本的な方針及び具体的な取組を定めるものとし、必要に応じて見直しを行い、変更するものとする。
- 3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を策定したとき及び変更したときは、これを速やかに公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

## 2 いじめ防止等に関する措置

市立学校は、いじめ防止等に関し以下の措置を講じます。

### (1) いじめの未然防止に関すること

- ① 児童等が、周囲の友人や教職員と信頼関係を構築し、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような学校づくりを行います。

#### 【説明・具体的な対応】

- 児童等同士、児童等と教職員のよりよい人間関係を醸成します。

- ② 児童等自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に考えて行動できるような働きかけを行います。

#### 【説明・具体的な対応】

- 児童会や生徒会等、子どもたち自身によるいじめを許さない活動を推進します。
  - ・ 児童会・生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等

- ③ いじめの態様や特質、原因と背景、具体的な指導上の留意点などについて、教職員の共通理解を図るとともに、児童等に対しても、日常的にいじめの問題について触れながら、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学校全体で醸成します。



- ④ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動、ボランティア活動、読書活動などの様々な活動の推進、生徒指導の充実を図りながら、児童等の人間性や社会性を育むとともに、お互いの人格を尊重する態度を養います。

**【説明・具体的な対応】**

- あいづっこ宣言の実践を通して思いやりの心や規範意識を育みます。
  - 道徳教育の充実を図ります。
    - ・心に届く指導方法の開発・普及
    - ・道徳教育推進教師の育成と教職員の指導力向上
    - ・具体的な人物や地域に根ざす題材など教材の工夫
    - ・全ての教育活動を通じた道徳教育の推進  
(日常の生徒指導、体験活動、食育等の視点)
- ⑤ いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが深く関わっていることを踏まえ、児童等の一人ひとりを大切にしたいわかりやすい授業づくりを進めます。

**【説明・具体的な対応】**

- 分かる・できる授業の実践に向けて、授業力の向上に向けた研修等の充実を図ります。
    - ・會津教学「教えの心得」「学びの心得」の促進
    - ・校内における互いの授業参観促進  
(生徒指導の観点：チャイム着席、授業を受ける姿勢、発表の仕方等)
    - ・基礎力アップ大作戦「あいづっこサポートティーチャー」の活用
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童等が活躍し、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童等に提供し、児童等の自己有用感が高められるよう努めます。その際、保護者や地域の人々の協力も求めます。

**【説明・具体的な対応】**

- 一人ひとりの居場所のある学級経営を推進します。
  - ・活躍できる場の設定
- 認める、賞賛の言葉かけの促進に努め、児童等一人ひとりの自己肯定感・有用感を育成する働きかけを積極的に行います。
- 保護者・地域との連携による自己有用感と社会規範の育成を図ります。
  - ・家庭におけるしつけなど家庭教育の充実
  - ・清潔で整然とした環境づくり
  - ・地域の行事への積極的な参加促進

- ⑦ 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう指導のあり方に細心の注意を払います。

**【説明・具体的な対応】**

- 部活動において勝利至上主義に陥ることなく、国が策定した部活動指導ガイドラインに沿って適切に実践します。
- ⑧ いじめは重大な人権侵害にあたり、決して許されない行為であることを徹底します。特に配慮が必要な児童等については、日常的に当該児童等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行います。
- ア 発達障がいを含む、障がいのある児童等
  - イ 海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等
  - ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等
  - エ 東日本大震災により被災した児童等又は原子力発電所事故により避難している児童等

**会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文**

(いじめの未然防止のための措置)

第13条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動及び生徒指導の充実を図らなければならない。

2 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめ防止等に資する当該児童等の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該児童等及びその保護者並びに教職員に対するいじめ防止等に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

**(2) いじめの早期発見及び早期解消に関すること**

- ① いじめは大人の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめの積極的な認知に努めます。

**【説明・具体的な対応】**

- アンケートは、安心していじめを訴えられるように無記名にするなど工夫し、学期ごとなどの節目で把握できるようにするなど計画的に実施します。
  - 教職員は、児童等に寄り添い、温かい態度で接し、相談に対して悩みを過小評価せず、真摯に対応します。
- ② 日頃から児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高くします。

**【説明・具体的な対応】**

- 休み時間や放課後の雑談の中でも児童等の様子に目を配ります。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。

**【説明・具体的な対応】**

- 生活ノート等、教職員と児童等の間で日常行われている日記等を活用します。

**会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文**

(いじめの早期発見及び早期解消のための措置)

第14条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校におけるいじめの実態を的確に把握し、いじめの早期発見及び早期解消を図るため、当該市立学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

**(3) 相談体制の整備に関すること**

児童等及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備します。

**【説明・具体的な対応】**

- 条例第19条の規定により設置するいじめ防止対策委員会を活用し、相談及び通報の窓口としての役割を果たします。

**会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文**

(相談体制の整備)

第15条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。

2 教育委員会及び市立学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する措置

インターネットを通じて行われるいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを、児童等に対し具体的に理解させるため、情報モラル等に関する教育の推進に努めます。また、保護者に対しても、インターネットを通じて行われるいじめの現状や対策について周知します。

##### 【説明・具体的な対応】

- 携帯電話やアプリケーションソフト等を活用したいじめ防止のため、外部講師を招聘した情報モラル教育を児童等や保護者を対象として実施します。また、PTA総会等の機会において、いじめの現状や対策について周知します。
- あいづっこ「携帯・スマホ等の使い方」宣言の普及、啓発活動を推進します。

#### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(インターネットを通じて行われるいじめに対する対策)

- 第17条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、当該児童等に対する情報モラル教育（情報化社会の中で適切に行動するための基本となる考え方及び態度を養うことを目的とする教育をいう。）の充実に努めるとともに、その保護者に対して、必要な啓発活動を行うものとする。
- 2 教育委員会は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれることがないように適切に対処できる体制の整備に努めるとともに、関係機関等との連携を図るものとする。
- 3 教育委員会は、インターネットを通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、市立学校、児童等及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

#### (5) 研修の実施

教職員に対し、教育委員会と連携を図りながらいじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じます。

##### 【説明・具体的な対応】

- ・教職員向け研修会への参加
- ・生徒指導連絡協議会への参加
- ・校内生徒指導委員会の開催

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(研修の実施)

第18条 教育委員会及び市立学校は、当該市立学校の教職員に対して、いじめ防止等のための対策に関する研修の実施その他の資質の向上に必要な措置を講じなければならない。

### (6) いじめ防止等の対策のための組織の設置

市立学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員によって構成される「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家の参加を求めます。

なお、既に各市立学校に設置されている「いじめ根絶チーム」をより機能的な組織となるよう見直したうえで、継続して活用することについては、その名称も含めて当該市立学校の判断に委ねます。

#### 【説明・具体的な対応】

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・進行管理等に努めます。
- いじめの相談及び通報の窓口機能を果たします。
- いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録に努めます。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援、対応方針の決定と保護者や関係機関等との連携等に対応します。
- 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを、抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てをいじめ防止等のための組織に報告・相談し、共有された情報を基に組織的に対応します。特に、教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止等の対策のための組織に報告を行わないことは、法の規定に違反し得ることを念頭に対応します。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(いじめ防止等の対策のための組織)

第19条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員、心理等に関する専門的知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

### 3 いじめに対する措置

市立学校は、いじめに対し以下の措置を講じます。

- ① いじめの発見に係る通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた児童等を守り通すとともに、いじめを行った児童等に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

#### 【説明・具体的な対応】

- 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童等の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
  - いじめの対応は、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で行います。
- ② いじめを発見した、又はいじめに係る通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、教職員全員で情報を共有するとともに、学校内に設置されるいじめ防止対策委員会が中心となり速やかに関係児童等から事情を聴き取るなど、事実の有無の確認を行います。
  - ③ いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童等の保護者及びいじめを行った児童等の保護者に連絡します。
  - ④ いじめが暴行や傷害等の犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処します。また、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある事案については、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童等を守ります。
  - ⑤ いじめを受けた児童等又はその保護者に対して支援を行います。

#### 【説明・具体的な対応】

- いじめを受けた児童等の側に立ち、事実確認の聴取の際、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、いじめを受けた児童等の自尊感情を高めるよう留意します。
- 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応します。
- 事実確認をしたら速やかに家庭訪問等により保護者に事実関係を伝えます。
- いじめを受けた児童等を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え出来る限り不安を除去します。
- いじめを受けた児童等に寄り添い支える体制を整備します。
- いじめを受けた児童等の状態に合わせて継続的なケアを行います。

- ⑥ いじめを行った児童等への指導又はその保護者への助言に留意します。

**【説明・具体的な対応】**

- 事実確認の聴取の結果、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせるための必要な措置を講じます。
  - 必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て再発防止の措置を講じます。
  - いじめた事実が確認された場合、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めます。
  - いじめを行った児童等の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
  - いじめを行った児童等の抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童等の安全安心、健全な人格の発達に配慮します。
  - 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応します。
  - 教育上必要があると認めるときは学校教育法第11条の規定に基づき、懲戒を加えることも考えられるが、いじめを行った児童等が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう教育的な配慮に十分留意します。
- ⑦ いじめを見ていた児童等に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。
- ⑧ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではないことを十分理解し、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団生活を取り戻すことができるよう配慮します。
- ⑨ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。  
また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめの被害児童等及び加害児童等について、日常的に注意深く観察します。

**ア いじめに係る行為が止んでいること**

被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

- イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと  
被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(いじめに対する措置)

- 第20条 市立学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けた児童等が在籍する市立学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。
- 2 市立学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該市立学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。
- 3 市立学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
- 4 教育委員会は、第2項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。



## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の定義

重大事態とは、次に掲げる場合をいいます。

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### 【説明・具体的な対応】

- 上記①の「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当するかどうかについては、いじめを受けた児童等の状況に着目して判断します。  
例えば、以下のケース等が想定されます。
  - ・児童等が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- 上記②の「相当の期間」については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするとしているが、日数のみに限らず、児童等の状況等、個々のケースの実態を十分に把握します。  
特に、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、市立学校又は教育委員会は迅速に実態把握に努めます。

#### (2) 重大事態の報告

市立学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、市立学校からの報告を受けて市長に事態発生について報告します。

また、市立学校は、児童等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で市立学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして教育委員会に報告します。

### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(重大事態の発生に係る報告)

第23条 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童等に重大事態が発生した疑いがあると認めるときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

### (3) 重大事態の調査

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査は、重大事態に対処するとともに同種の事態の発生防止に資するために行うものです。重大事態の調査にあたっては、文部科学省において策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に留意し、適正に対応します。

なお、重大事態への対処に係る調査については、いじめから守る委員会が主体的に行いますが、事実関係を明確にするために迅速な対応が必要と判断した場合は、教育委員会に設置されるいじめ根絶サポートチーム又は各市立学校に設置されるいじめ防止対策委員会に当該事案に係る情報提供及び調査への協力を求めるものとします。

#### ① 重大事態の調査の実施に係る留意事項

重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となった下記の点を可能な限り網羅的に明確にすることが必要であるが、この際、因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係について速やかに調査することとします。

#### 【説明・具体的な対応】

- いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったのか。
- いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったのか。
- 学校・教職員がどのように対応したのか。

#### ② 重大事態の調査の目的

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、市立学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該重大事態への対処や同種の事態の再発防止を図ることを目的として行うものです。

#### ③ いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。この際、下記の点について留意します。

- いじめられた児童等や情報提供をしてくれた児童等を守ることを最優先として進めること。
- 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等への指導を行い、いじめ行為を止めること。
- いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うこと。

なお、調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり関係機関等ともより適切に連携して対応に当たります。

- ④ いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合  
児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。  
この際の調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことが考えられます。
- ⑤ 自殺の背景調査における留意事項  
児童等の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。  
この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行います。  
いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、以下の事項に留意して実施します。
- 背景調査に当たり、遺族が当該児等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを意識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行うこと。
  - 在校生及び保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行うこと。
  - 死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案すること。
  - 詳しい調査を行うに当たり、市立学校又は教育委員会は、下記の点等についてできる限り遺族と合意しておくことが必要であること。
    - ・ 調査の目的・目標
    - ・ 調査を行う組織の構成等
    - ・ 調査の概ねの期間や方法
    - ・ 入手した資料の取り扱い
    - ・ 遺族に対する説明のあり方
    - ・ 調査結果の公表に関する方針
  - 調査を行ういじめから守る委員会については、事案に応じて適任の委員をもって充てること。
  - 自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく、客観的・総合的に分析評価を行うよう努めること。
  - 情報発信・報道対応については、プライバシーへ配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。  
なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、児童等の自殺は連鎖（後追い）の可能性のあることなどを踏まえ、報道のあり方に特別な注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすること。

⑥ その他の留意事項

教育委員会は、当該重大事態の調査の結果に基づく事案の重大性を踏まえ、いじめを行った児童等に対する出席停止措置の活用や、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討します。

また、重大事態の発生により、関係のあった児童等が深く傷つくだけでなく、その他の児童等や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合があります。市立学校と教育委員会は、児童等や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意します。

(4) 重大事態の調査に関わる組織

市立学校は、教育委員会が当該事案の事実関係を調査した結果、重大事態と判断したとき、又は、重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、教育委員会と連携を図りながら、いじめから守る委員会の調査に協力するものとします。その際、教育委員会及び市立学校は、速やかに必要な組織体制を整備します。

① 教育委員会の組織体制

いじめから守る委員会を開催し、必要な調査に当たります。

また、いじめ根絶サポートチームは、いじめから守る委員会の依頼に基づき、当該事案に係る情報収集に努めます。

② 市立学校の組織体制

いじめ防止対策委員会を母体として、事態の性質に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家を加えます。

なお、教育委員会に設置するいじめ根絶サポートチームからの派遣を求めることも可能とします。

(5) 調査結果の報告及び提供

教育委員会は、いじめから守る委員会の調査が終了したときは、その調査結果を取りまとめ速やかに市長に報告します。

その際、いじめを受けた児童等又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童等又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出します。

また、教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、児童等やその保護者に対して迅速に情報を提供します。

### 【説明・具体的な対応】

- 情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告を行います。
- 他の児童等のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し適切に提供します。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠ることがないように十分に留意します。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童等又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ちその旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

## 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(教育委員会による対処)

第24条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合又は市立学校に在籍する児童等若しくはその保護者から当該市立学校に対して当該児童等に重大事態が発生し、又は発生した疑いがあると申立てがあった場合であって必要があると認めるときは、当該報告又は申立てに係る重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、いじめから守る委員会に調査を行わせるものとする。

2 教育委員会は、前項の規定による調査が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

3 教育委員会は、第1項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

4 教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 2 再調査及び措置

### (1) 再調査

市長は、重大事態の調査結果に係る報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、会津若松市いじめ調査委員会に調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行わせることができます。

#### ① 再調査の実施に係る留意事項

市長による再調査についても、学校又は教育委員会による調査同様、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があることを認識し、適時、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

## (2) 会津若松市いじめ調査委員会の設置

市長は、再調査を実施する市長の附属機関として会津若松市いじめから守る委員会（以下「いじめから守る委員会」という。）を設置します。

いじめから守る委員会は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者で構成し、親族など当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保します。

なお、いじめから守る委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は、規則で定めます。

### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

（いじめ調査委員会の設置）

第26条 法第30条第2項及び地方自治法第138条の4第3項の規定により、市長の附属機関として、会津若松市いじめ調査委員会（以下「いじめ調査委員会」という。）を置く。

2 いじめ調査委員会は、市長の諮問に応じ、前条第1項に規定する事項について調査審議し、その結果を答申する。

3 いじめ調査委員会は、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

4 前3項に定めるもののほか、いじめ調査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

① 市長は、再調査の結果を市議会に報告することとし、その報告する内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定するとともに、個人のプライバシーについては十分に配慮します。

② 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は同種の事態の再発防止のために「いじめ根絶サポートチーム」の指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を当該市立学校及び派遣を希望する市立学校に行います。

### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

（市長による対処）

第25条 市長は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、次条第1項に規定する会津若松市いじめ調査委員会に前条第1項の規定による調査の結果について、調査を行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定による調査が終了したときその他必要があると認めるときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査の結果その他の必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による調査が終了したときは、その結果を議会に報告しなければならない。
- 4 市長及び教育委員会は、第1項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

## 第5章 その他

### 1 個人情報の取扱い

いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない守秘義務を負います。

なお、相談、調査等に関係した時点で、守秘義務を負う関係者となります。

また、個人情報の取扱いについては、会津若松市個人情報保護条例の適用を受けることになります。

#### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(個人情報の取扱い)

第27条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

### 2 市立学校以外の学校への協力

市は、市立学校を除く学校（私立学校や県立学校など）の設置者又は管理者に対し、必要に応じていじめ防止等について協力を求めます。

例えば、私立学校に通う児童等の保護者（市内在住）から学校でいじめを受けているなどの相談があった場合や市立学校に通う児童等と県立学校に通う児童等の間でいじめが起きているとの情報が保護者から寄せられた場合に、当該私立学校又は県立学校に事実関係の確認や問題解決に向けた協議への参加などの協力を依頼することが想定されます。

また、いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要に応じて協力を求めます。

#### 会津若松市いじめ防止等に関する条例 関係条文

(市立学校以外の学校への協力要請)

第28条 市は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめ防止等について必要な協力を求めるものとする。

2 いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対し、いじめから守る委員会及びいじめ調査委員会が行う調査について必要な協力を求めるものとする。



# “ あいづっこ宣言 ” に込められた内容

「あいづっこ宣言」は、本市に脈々と受け継がれてきた、次代を担う青少年への熱い想いを、会津の伝統的な規範意識を踏まえ取りまとめたものであり、子どもからお年寄りまで、すべての市民が一丸となって取り組めるよう、「わかりやすい」、「唱えやすい」、「訴えやすい」ということを基本としています。「宣言」は、六つの行動規範と、それを締めくくる行動規範で構成されています。それぞれの行動規範に込められた内容は次のとおりです。

## 一 人をいたわります

- ・お年寄りや弱い人をもかけがえのない人間として大切に思い、いたわる。
- ・自分をはじめ、命あるものをいつくしむ。
- ・みんなのためにボランティア活動を進んでやる。

## 二 ありがとうごめんなさいを言います

- ・「おかげさま」の気持ちを持つ。
- ・過ちは素直に認め、謝る気持ちを持つ。
- ・礼儀について心がけ、言葉づかいを正す。

## 三 がまんをします

- ・甘えをおさえ、わがままをしない。
- ・失敗体験や困難体験を大切にする
- ・最後まで投げ出さずに本気で取り組む。

## 四 卑怯なふるまいをしません

- ・自分さえよければという考えで行動しない。
- ・うそをついたり、人の嫌がることをしない。
- ・人として恥じない正々堂々とした行いをする。

## 五 会津を誇り 年上を敬います

- ・自然体験・社会体験を通して会津についてよく知る。
- ・会津の歴史や文化を知り、先人、親そして年上を敬う。
- ・生まれ育った地を誇り、愛する気持ちを持つ。

## 六 夢に向かってがんばります

- ・目標実現に向かって、くじけず努力する。
- ・みんなのために、持てる力を使う。
- ・よりよい会津をつくる意欲を持つ。

「あいづっこ宣言」に込められた内容は、私たち大人の行動規範でもあります。

幼い頃に「あいづっこ宣言」を覚え、思春期や青年期には困った時や苦しい時に思い出し、人の親となったときには、子育ての柱として、また、孫たちに教え聞かせるなど、人生のそれぞれの時期に、私たち市民、会津人の心の糧として生かしていただければとの思いから、この「あいづっこ宣言」は策定されました。

## 会津若松市あいづっこいじめ防止基本方針

発行 会津若松市教育委員会 学校教育課

〒965-8601 会津若松市東栄町 3 番 46 号

Tel: 0242-39-1303 Fax: 0242-39-1461

E-mail: [gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp](mailto:gakkyo@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp)

HP: <http://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/>